

ビジネスケアプラン加入規約

シャープ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社製ロボット型携帯端末（第2条（用語の定義）にて定義します。以下「ロボホン」といいます）の法人ユーザー（以下「申込者」といい、第2条（用語の定義）において定義します）向けの修理および保守サポートサービス提供に関し、次のとおり規約を定めます（以下「本規約」といいます）。修理および保守サポートサービスのお申込みとご利用に際しては、本規約を遵守していただくものとします。

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 当社は、本規約の定めに基づき、次の各号に定めるプラン（以下総称して「本プラン」といいます）を販売します。以降、特別に言及のない限り、「ビジネスケアプラン」には、ビジネスケアプラン3年とビジネスケアプラン延長が含まれるものとし、「貸出機対応オプション」には、貸出機対応オプション3年と貸出機対応オプション延長が含まれるものとします。また、「ビジネスケアプランライト」「貸出機対応オプションライト」も同様とします。
 - (1) ビジネスケアプラン（対象機種：ロボホン（3G・LTE）、ロボホン（Wi-Fi）。第2条にて定義します。）
 - (2) ビジネスケアプラン3年（対象機種：ロボホン（3G・LTE）（型番：SR-03M-Yのみ）、ロボホン（Wi-Fi））
 - (3) ビジネスケアプラン延長（対象機種：ロボホン（3G・LTE）（型番：SR-03M-Yのみ）、ロボホン（Wi-Fi））
 - (4) ビジネスケアプランライト（対象機種：ロボホンライト。第2条にて定義します。）
 - (5) ビジネスケアプランライト3年（対象機種：ロボホンライト）
 - (6) ビジネスケアプランライト延長（対象機種：ロボホンライト）
 - (7) 貸出機対応オプション（対象機種：ロボホン（3G・LTE）、ロボホン（Wi-Fi））
 - (8) 貸出機対応オプション3年（対象機種：ロボホン（3G・LTE）（型番：SR-03M-Yのみ）、ロボホン（Wi-Fi））
 - (9) 貸出機対応オプション延長（対象機種：ロボホン（3G・LTE）（型番：SR-03M-Yのみ）、ロボホン（Wi-Fi））
 - (10) 貸出機対応オプションライト（対象機種：ロボホンライト）
 - (11) 貸出機対応オプションライト3年（対象機種：ロボホンライト）
 - (12) 貸出機対応オプションライト延長（対象機種：ロボホンライト）
2. 本プランはロボホン本体について、以下の時点でのみ利用の申し込みができるものとします。
 - (1) 本体新規購入時および法人向けプランの加入時
 - (2) 本プランのうち、貸出機対応オプションについては、ビジネスケアプランの申込時にオプションとして加入が可能です。貸出機対応オプションのみ単独で加入することはできません。

3. 申込者は、本規約、本規約に付随する特約、法人向けロボホン利用規約、法人向けロボホンプライバシーポリシー等、当社と申込者間で適用される規約、ガイドラインその他のロボホンに関する合意事項の全て（以下すべて併せて「法人向けロボホン利用規約等関連規約」といいます）に同意し、遵守し、また法人向けロボホン利用規約等関連規約に定められた申込者の義務と同等の義務を利用者（第2条（用語の定義）で定義します）に遵守させる必要があります。
4. 申込者は本プランを利用者が利用するに際して、利用者が法人向けロボホン利用規約等関連規約に対して同意し、遵守することを当社に対して保証するものとします。
5. 本規約に定めのない事項については、法人向けロボホン利用規約等関連規約に準ずるものとします。
6. 当社が本プランの円滑な運用を図るため、必要に応じて申込者に本プランの利用に関する諸規定を通知します。当該諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
7. 本規約の内容と、前項の諸規定の条件が矛盾する場合は、前項の諸規定が優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語を、以下各号のとおり定義します。

- (1) 「ロボホンポータルサイト」とは、当社が運用するロボホンサービスのためのサポートサイトで、下記の URL で表示されるサイトをいいます。
(<https://robohon.com/>)
- (2) 「ロボホン（3G・LTE）」とは、当社が製造および販売するロボット型携帯端末（型番：SR-01M-W、SR-03M-Y）をいい、電話機能と Wi-Fi 接続の両方が利用できるモデルをいいます。
- (3) 「ロボホン（Wi-Fi）」とは、当社が製造および販売するロボット型携帯端末（型番：SR-02M-W、SR-04M-Y）をいい、Wi-Fi 接続専用のモデルをいいます。
- (4) 「ロボホンライト」とは、当社が製造および販売するロボット型携帯端末（型番：SR-05M-Y）をいい、Wi-Fi 接続専用で二足歩行機能を除いたモデルをいいます。
- (5) 「ロボホン」とは、ロボホン（3G・LTE）、ロボホン（Wi-Fi）およびロボホンライトの総称をいいます。
- (6) 「申込者」とは、ロボホンを購入し、利用者にロボホンを使用させるため、本プランの利用を希望する法人または本プランを利用する法人をいいます。
- (7) 「利用者」とは、申込者が購入したロボホンの使用を申込者から許諾され、実際にロボホンを使用する者（主に申込者の従業員や顧客を想定します）をいいます。
- (8) 「利用登録」とは、別途提供する当社所定の申込書により、申込者が本プランの利用申込みを行い、本プランを利用することをいいます。
- (9) 「ロボホンビジネス利用プラン」とは、法人がロボホンを利用する専用サービスのための各プランをいい、利用するロボホン1台毎に当該プランの契約が必要です。
- (10) 「初期サポート」とは、法人がロボホンを利用するための専用プランをいい、利用するロボホン（対象機種は、SR-03M-Y、SR-04M-Y、SR-05M-Yのみ）1台毎に当該プランの契約が必要です。
- (11) 「法人向けプラン」とは、ロボホンビジネス利用プランと初期サポートの総称をいいます。

- (12) 「法人用マイページ」とは、当社が運営する、法人利用者 ID で利用できる、ロボホンの管理やアプリケーションのインストール等の機能を提供する Web サービスをいいます。

第2章 本プランの料金・支払いについて

第3条 (本プランの内容および利用料金)

1. ビジネスケアプランは、当社が提供する法人ユーザー向けの有償修理サービスであり、当社が指定する運送会社が、申込者の指定する場所（日本国内限定）までロボホンを引き取りに伺い、修理完了後、申込者の指定する場所まで返送するサービス（以下「修理サポート」といいます）をいいます。
2. 貸出機対応オプションは修理サポートの期間中、当社が申込者に代替機を貸与するサービスをいいます。
3. 前2項に規定するサービスはいずれも日本語のみの対応となります。
4. 本プランの内容および利用料金については別紙1（ビジネスケアプラン等の内容および利用料金）に規定します。

第4条 (支払い)

申込者は、当社からの請求書に定める期日および方法に従い、本プランの利用料金を支払うものとします。また、支払いに要する手数料等の費用は申込者が負担するものとします。

第5条 (遅延損害金)

1. 申込者は、利用料金等のその他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、前条に従って当社に支払うものとします。
2. 前項の場合、当社は本プランの提供を停止することがあります。その場合、遅延損害金を含む料金の支払い確認後、当社はサービスの提供を再開します。

第3章 本プランの利用登録について

第6条 (本規約の対象)

当社は、第7条（本プランの利用登録手続）の利用登録手続が完了した申込者に対して本プランを提供します。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、当社は本プランを提供することができません。

- (1) ロボホンを日本国外で利用される場合
- (2) 電話番号およびメールアドレスで連絡が取れない場合
- (3) 引き取り日時にロボホンの引き取りができない場合
- (4) 「お問合せシート」等当社が指定する書面に必要事項を記入・署名のうえ返送していただけない申込者、および修理に当たり必要な機器、情報、環境をご提供いただけない場合
- (5) 本規約にご同意いただけない場合

第7条（本プランの利用登録手続）

1. 本プランの利用に際しては、本規約に同意した上、別途提供する当社所定の申込書による申込みが必要です。当社は、申込者からの利用登録の申込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申込みの承諾または拒絶を決定します。当該審査の結果、次に掲げる事由に該当する場合、当社は利用登録の申込みに対し、拒絶することがあります。
 - (1) 利用登録の申込みに際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合
 - (2) 以前に申込者が第19条（当社による本プランの利用停止・契約の解除）第2項に基づき本プランの全部もしくは一部の利用を停止され、または利用登録を抹消されたことがある場合
 - (3) 申込者が法人向けプランに加入していない場合、または、加入する意思がない場合
 - (4) 申込者が実在しない場合
 - (5) 当社の業務遂行上または技術上の支障がある場合
 - (6) その他当社が不相当と認めた場合
2. 前項により利用登録の申込みを拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。
3. 本プランの加入は、法人向けプラン加入と同時に申し込みいただく必要があります。また、ロボホン1台につき1契約に限ります。
4. 申込対象のロボホンの種類により以下の制限事項があります。
 - (1) ロボホン（3G・LTE）
製造終了後5年を経過している場合、当該ロボホンに対して本プランの申込はできません。
 - (2) ロボホン（Wi-Fi）
製造終了後2年を経過している場合は、ビジネスケアプランのみお申込いただけます。製造終了後5年を経過している場合は、本プランの申込はできません。
 - (3) ロボホンライト
製造終了後2年を経過している場合は、ビジネスケアプランライトのみお申込いただけます。製造終了後5年を経過している場合は、本プランの申込はできません。
5. 当社は、登録手続を完了した申込者に対し、当社が利用登録の申込みを承諾した場合、申込者に対し申込手続完了の通知をします。なお、この通知の発信により、申込書に申込者が記入したサービス利用開始日より当社と申込者の間に本規約に基づく契約が成立し、本規約の適用が開始します。

第8条（契約の有効期間）

1. 本規約に基づく契約の有効期間は新規契約の場合、第7条（本プランの利用登録手続）で申込者が申請したサービス利用開始日から開始し、サービス利用開始日の属する月の翌月1日から起算して、申請されたプランの有効期間の終了期日が到来するまでとします。
2. 本規約に基づく契約が有効期間内に解約または解除により終了した場合、当社は本プランの提供を停止します。但し、当社は既に支払われた代金の返金はいたしません。
3. 当社は第1項で規定する終了日の2ヶ月前に更新について案内を行います。申込者から当社に対して更新申込がされない場合、自動延長はせず、本プランの提供は終了します。

4. 前項で規定する更新案内に基づき、申込者から当社に対して更新申込がなされた場合、当初の契約期間終了日の翌月 1 日から起算して、更新申込されたプランの有効期間の終了期日が到来するまで契約期間が延長されるものとします。
5. 第 3 項に基づく更新申込がなされない場合または第 19 条（当社による本プランの利用停止・契約の解除）もしくは第 20 条（申込者都合等による本プランの解約）に基づき本規約に基づく契約が解除された場合、本規約に基づく契約は終了し、本プランの提供は終了します。
6. 本第 4 項に基づく更新により延長できる契約期間は、サービス利用開始日から 5 年後までとします。

第9条（登録事項の変更届出）

申込者は、利用登録における法人名、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。

第10条（申込者への通知・連絡）

1. 本プランに関する内容の変更等の通知または連絡は、原則として、ロボホンポータルサイト内に置くものとします。ただし、重要な連絡等の場合は申込者が連絡先として登録したアドレスに対して電子メールを送信する形で行うこともあります。
2. 本規約に定める通知およびお知らせは、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、ロボホンストアサイトに掲載した時点、または連絡先として登録されたアドレスに対して電子メールを送信した時点をもって、到達したものとみなします。
3. 申込者は到達後、必要に応じて利用者に当該通知内容を周知するものとします。

第4章 本プランの利用について

第11条（本プランの利用地域）

本プランの利用地域は、日本国の全ての地域とします。日本国外では利用できません。

第12条（ビジネスケアプランの対象物）

1. ビジネスケアプランの対象物は、ロボホン本体（電池・サーボを含みます）のみとなり、その付属品（充電器、充電台等）やアクセサリは対象に含まれません。
2. ビジネスケアプランは、ロボホンのハードウェア部分の故障を対象とし、ハードウェアに起因しない不具合（例：申込者が導入されたソフトウェアまたは利用者がインストールしたアプリに起因する不具合、ウィルス感染による不具合等）および故障ではない場合（ロボホンの機能に影響しない汚れ、キズ等）は対象外となります。

第13条（修理サポートの申込みについて）

1. 修理サポートはロボホン 1 台ごとにお電話での申込みを行ってください。2 台以上の修理サポートをお申し込みの場合は、台数毎にお申し込みください。
2. 廃棄目的での修理サポートの申込みは、お断りします。

3. 申込みは、以下の窓口となります。

シャープロボホンサポートセンター

電話番号 050-5577-7649

受付時間 10:00～17:00（年末年始を除く）

第14条 （引き取り日時の決定等）

1. 前条に規定した修理サポート申込時に合意した日時（以下併せて「引き取り日時」といいます）に、当社指定の運送会社が、申込者が指定した場所を訪問して引き取るものとします。
2. 引き取り日時は、修理サポートの申込日翌日以降（離島の場合は、当社指定の運送会社が訪問可能な日以降）となり、必ずしもご希望に添えない場合があります。
3. 引き取り日時以後、当社営業日で10日を経過しても、申込者と連絡が取れない場合または申込者からロボホンを引き取れない場合、申し込みのキャンセルがあったものとします。
4. 引き取りの日時については、天候、交通事情等の理由により、ご希望された時間に遅れる場合があります。また諸般の事情により、引き取りの日時を変更させていただく場合があります。
5. 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、引き取りの日時が変動することがあります。

第15条 （無償修理サービスとの関係）

1. ロボホン購入時に商品に同梱されていたロボホン保証書（以下「保証書」といいます）の要件に該当する場合は、当社は保証書に記載の条件に従い無償で修理を行います。
2. 販売店が独自に定める延長保証（保険）に加入されている申込者も、第13条（修理サポートの申込みについて）で規定する窓口で連絡し、修理の依頼を行ってください。

第16条 （修理サポートご利用の際の注意事項）

1. ロボホンの引き取りに際し、運送会社に引渡す前に、外観のキズの有無について確認をして下さい。
2. 申込者は、故障が生じたロボホンのみを当社に引き渡すものとし、ロボホンの付属品、および申込者がロボホンに取り付けた装飾品は引き渡さないものとします。これらを引き渡した場合、当社は廃棄することがあります。
3. 申込者は、「お問合せシート」に必要事項を記入し、署名のうえ、ロボホンの引き取りを担当する運送会社に渡して下さい。
4. 修理サービスの提供により、交換しまたは取り外した故障部品はお返ししません。申込者は、当該部品の所有権を放棄するものとし、当社が回収します。回収した部品は、再生部品として再生処理を行う場合があります。
5. 環境保護および継続した修理サポートの提供等のため、修理サポートの際に再生補修部品または代替補修部品を使用する場合があります。なお、ご利用料金は前項の回収を勘案して算出しています。
6. 落下・冠水などによる著しい故障については、修理できない場合があります。
7. 当社は、ロボホンの状態等により、当社の判断により、修理に代えて製品交換で対応する場合があります。

8. ロボホンおよび記録媒体に保存されている撮影映像・録音・住所録などのデータについても、当社は一切責任を負いません。修理に先立ち、申込者の責任および費用にて必要なデータをバックアップした後、ロボホン内のデータはすべて消去した後、運送会社に渡して下さい。
9. 修理完了したロボホンは、工場出荷状態（ロボホンの基本ソフトウェアのバージョンは修理完了時点における最新バージョン）で申込者に返却されます。このため、申込者は、申込者の責任と費用負担において、修理完了後返却されたロボホンの初期設定およびソフトウェアの再ダウンロード・再インストール等を行って下さい。
10. 補修部品の保有期間は当社の定めによります。補修部品の当該期間が経過しているロボホンについては、修理サポートの受付が出来ない場合があります。

第17条 （貸出機対応オプションご利用の際の注意事項）

1. 貸出機対応オプションで申込者に貸し出しを行うロボホン（以下「貸出機」といいます）は当社の所有物となります。
2. 貸出機の申込方法は第13条（修理サポートの申込みについて）に準じます。
3. 貸出機は、故障修理のため当社に引き渡したロボホン（以下「故障機」といいます）とOS、ファームウェアと同一のバージョンでない場合があります。故障機で正常に動作していたロボホンアプリが貸出機では動作しない可能性があります。
4. 貸出機はネットワーク設定等の設定が工場出荷状態となります。貸出機の引き渡し後、申込者の責任と費用負担において、貸出機の初期設定およびソフトウェアの再ダウンロード・再インストール等を行って下さい。
5. 貸出機で法人用マイページを利用されたい場合は、当社指定の方法でIMEIまたは製造番号等の情報登録が必要となります。
6. 貸出機が故障した場合、自然故障、故意・過失を問わず、第13条（修理サポートの申込みについて）で規定する窓口に連絡し、当社の指示に従って下さい。
7. 故意による著しい故障については、製品金額を上限として損害金額を賠償していただく場合があります。
8. 修理完了端末到着後、20日以内に貸出機をご返送いただけない場合は、貸出機価格相当の料金を請求させていただきます。

第18条 （返送日時の決定等）

1. 返送日時は、修理サポート完了後、速やかに返送するものと致します。
2. 修理サポート完了のご連絡後3ヶ月以内に申込者がロボホンの受領をされない場合、当社は申込者がロボホンの所有権を放棄したものと判断し、当社にて処分いたします。
3. 返送日時については、天候、交通事情等の理由により、ご希望された時間に遅れる場合があります。また諸般の事情により、返送日時を変更させていただく場合があります。
4. 離島の場合は、船便等のスケジュールにより、返送日時が変動することがあります。

第19条 （当社による本プランの利用停止・契約の解除）

1. 当社は、申込者に 90 日間の予告期間をもって通知することにより、本プランの全部または一部を終了させることができます。
2. 当社は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、本プランの全部もしくは一部の利用を停止、または本規約に基づく契約を終了することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 申込者が本規約または本プランと連携する各種サービスに関する個別規約に違反した場合
 - (2) 申込者が当社の指示を遵守しなかった場合
 - (3) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (6) その他、配信者に不適切な行為があると当社が判断した場合
 - (7) 当社による本プランの提供に支障を及ぼすおそれがある場合
3. 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生しもしくは発生するおそれがある場合、システムの保守・点検を緊急的に行う必要が発生した場合、通信障害もしくは設備障害への対応を余儀なくされた場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本プランの全部もしくは一部を一時的に中断または停止することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第20条 (申込者都合等による本プランの解約)

1. 申込者は当社所定の申込手続きにより、本プランの解約の申込みを行うことができます。この場合において、当社にて手が完了した時点で本プランは終了するものとします。
2. 当社は、本プランの有効期間が残存していても、既に申込者が支払った料金については理由の如何を問わず返還しないものとします。

第21条 (連絡が取れなくなった場合等のロボホンの所有権放棄)

1. 当社から修理完了の連絡後、申込者からの修理サポートの申込みのキャンセルの連絡後、または当社からの本プランの解除の連絡後、3ヶ月以内に、当社にて修理サポートのために引き取ったロボホンを申込者が受領されない場合、当社は申込者がロボホンの所有権を放棄したものと判断し、当社にて処分いたします。
2. 修理サポート申込時に提供いただいた電話番号またはメールアドレスに連絡が取れず（メールの返信がない場合を含みます）、申込者からロボホンを引き取った日から6ヶ月経過した場合にも同様に処分いたします。

第22条 (修理サポートに関する当社からの連絡)

1. 修理サポートに関する申込者への連絡は、修理サポート申込時に、または「お問合せシート」にて提供いただいた電話番号、メールアドレス、住所のいずれかへの連絡とさせていただきます。
2. 前項の連絡は、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、当社が発信した時点をもって申込者に到達したものとみなします。

第5章 その他

第23条 (本プランの内容の変更)

当社は、当社の都合により、本プランの内容や提供条件の変更を行うことができるものとします。内容や提供条件を変更する場合、当社は第10条(申込者への通知・連絡)に規定した方法で申込者に対して事前に通知するものとします。

第24条 (規約の改定)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
 - (1) 申込者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 本規約の変更後の内容については、当社が別途定める場合を除いて、第10条(申込者への通知・連絡)で規定した方法により申込者に通知するものとし、通知された時点から変更の効力が生じます。変更の効力が生じた後、本プランを利用された申込者は、本規約の変更内容に同意したものとみなします。

第25条 (お問い合わせ)

1. ビジネスケアプランに関するお問い合わせは、以下のアドレスまでお願いします。
biz-robohon@sharp.co.jp
2. 法人向けロボホンサービスに関するお問合わせは、以下のお問合わせページからお願いいたします。
(<https://robohon.com/corporation/index.php>)

第26条 (申込者および利用者の個人情報の取扱い)

1. 修理サポートにおいてご提供いただいた申込者および利用者の個人情報は、修理、修理に伴う連絡、およびロボホンの引き取りまたは返却等修理サポートの提供のためにのみ使用し、厳重な管理を行います。
2. 当社は、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結する外部事業者に対し、申込者および利用者の個人情報の取扱いを委託することがあります。
3. その他、個人情報の取扱いの詳細は、別途定める「法人用ロボホンプライバシーポリシー」をご参照ください。申込者が本プランをご利用される時点において、「法人用ロボホンプライバシーポリシー」の適用を受けることについて同意するものとします。
「法人用ロボホンプライバシーポリシー」は以下のURLからご確認下さい。
(<http://www.sharp.co.jp/support/robohon/agreement.html>)

第27条 (権利の譲渡制限等)

申込者は、当社との本規約に基づく契約の権利および義務を第三者に譲渡し、またはそれに準ずる行為をすることはできません。

第28条 (免責事項)

1. 付属品および装飾品がロボホンとともに引き渡された場合、当該付属品および装飾品の破損、滅失、廃棄等に関し、当社は責任を負いません。
2. 当社が実施した修理に起因したロボホン内のデータ破損・消失につき、当社は責任を負いません。
3. 当社は、当社による本プランの解約・解除により申込者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
4. ロボホンが故障により使用できなかったことによる損害および修理期間中申込者がロボホンを使用できなかったことによる損害については補償いたしません。
5. 修理サポートの提供において、修理サポートの対象でない機器との接続の不具合による損害や、その他、当社の責に帰すべき事由によらずに発生した損害については、当社は賠償の義務を負わないものとします。
6. ロボホン内のデータの紛失などが運送中に生じることも考えられますが、当社は一切の責任を負いません。
7. 前各項にかかわらず、当社に帰責事由がある場合において、お客様が本サービスの利用等により損害を被った場合は、当社は、お客様が本サービスの利用等により被った社会通念上、当該種類の債務不履行から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）限定して賠償する責任を負い、賠償額は申込者に本プランの料金としてお支払いいただくべき金額を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、法の定めに従って賠償する責任を負います。
8. 本規約に基づく当社の責任は、日本国法令を遵守し、本プランを申込者に提供する範囲に限定されるものとします。

第29条 (反社会的勢力の排除)

当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）またはその関係者の方に対しては本プランの利用をお断りしています。申込者が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、当社は、申込者との契約を解除し、申込者のサービス利用資格を停止します。

第30条 (準拠法、専属的合意管轄裁判所)

1. 本規約などは日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 申込者と当社との間の本規約および本プランに関する紛争については、被告の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2016年6月28日制定】

【2016年10月6日改訂】

- ・ 前文、第1条（規約の適用）、第2条（用語の定義）、第7条（本プランの利用登録手続）、第8条（契約の有効期間）、第16条（修理サポートご利用の際の注意事項）、第17条（貸出機対応オプションご利用の際の注意事項）、第19条（当社による本プランの利用停止・契約の解除）を修正。

【2019年2月27日改訂】

- ・ 第1条（規約の適用）、第2条（用語の定義）、第7条（本プランの利用登録手続）、第10条（申込者への通知・連絡）、第16条（修理サポートご利用の際の注意事項）、第17条（貸出機対応オプションご利用の際の注意事項）、第21条（連絡が取れなくなった場合等のロボホンの所有権放棄）、第24条（規約の改定）、第25条（お問い合わせ）、第28条（免責事項）、第30条（準拠法、専属的合意管轄裁判所）を修正。

シャープ株式会社

別紙 1 (ビジネスケアプランの内容および利用料金)

第1条 (ビジネスケアプランのプラン内容と料金)

ビジネスケアプランのプラン内容および料金は以下となります。

1. ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-01M-W)

(1) ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-01M-W) 用ビジネスケアプランのプラン内容および料金は以下となります。

項 目			ビジネスケアプラン	
			初年度	2 年目以降
利用料金	1年間の 利用料金	品番	SR-B01MP	SR-B02MP
		標準価格	55,200 円	60,000 円
内容	補償範囲		自然故障＋有償修理＋消耗品(消耗品の寿命を含む)	
	自然故障		対象	
	利用者の過失による破損や水濡れによる故障		対象 ※1	
			※1 ロボホンの機能に影響しない破損や水濡れ(傷や水濡れ汚れ等)は除きます。	
	消耗品の寿命		対象	
修理回数包括利用		対象 ※2		
		※2 複数台同時加入頂いた場合、修理回数を複数台で共用可能。 例) 10 台×2 回=20 回分の修理回数を 1 台で 20 回利用することも可能です。		
補償内修理回数			年間最大 2 回まで補償を適用(内 全損水没修理は1回まで)	
送料			利用料金に含む(ヤマト精密機器 BOX による引取り)	
項 目			オプション商品	
貸出機対応 オプション	1年間の 利用料金	品番	SR-B03MP	
		標準価格	9,000 円	

(2) ロボホン (3G・LTE) 用ビジネスケアプランの保証期間は 1 年間となります。

(3) 表記の価格は 1 年間の利用金額 (税抜) となります。

(4) ビジネスケアプランを更新により延長できる契約期間は、サービス利用開始日から 5 年後までとします。

2. ロボホン（3G・LTE）（型番：SR-03M-Y）およびロボホン（Wi-Fi）（型番：SR-02M-W、SR-04M-Y）
 (1) ロボホン（3G・LTE）（型番：SR-03M-Y）およびロボホン（Wi-Fi）（型番：SR-02M-W、SR-04M-Y）
 用ビジネスケアプランのプラン内容および料金は以下となります。

項目		ビジネスケアプラン	ビジネスケアプラン 3年	ビジネスケアプラン 延長
利用料金	品番	SR-B05MP	SR-B06MP	SR-B09MP
	標準価格	43,200 円	136,800 円	46,800 円
保証期間		1 年間	3 年間	1 年間
内容	補償範囲	自然故障＋有償修理＋消耗品（消耗品の寿命を含む）		
	自然故障	対象		
	利用者の過失による破損や水濡れによる故障	対象 ※1		
		※1 ロボホンの機能に影響しない破損や水濡れ（傷や水濡れ汚れ等）は除きます。		
	消耗品の寿命	対象		
修理回数包括利用	対象 ※2			
	※2 複数台同時加入頂いた場合、修理回数を複数台で共用可能。 例) 10 台×3 回=30 回分の修理回数を 1 台で 30 回利用することも可能です。			
補償内修理回数		年間最大3回まで補償を適用 ※3		
		※3 水没及び全損の修理については対象外となり、全て有償での修理となります。		
送料		利用料金に含む（ヤマト精密機器 BOX による引取り）		
項目		オプション商品		
		貸出機対応 オプション	貸出機対応オプション 3年	貸出機対応オプション 延長
貸出機 対応	品番	SR-B07MP	SR-B08MP	SR-B03MP
	標準価格	9,000 円	27,000 円	9,000 円
	対応期間	1 年間	3 年間	1 年間

- (2) 表記の価格はいずれも税抜価格となります。
 (3) ビジネスケアプラン延長および貸出機対応オプション延長については、当社のみでの取扱いとなります。
 (4) ビジネスケアプラン延長により、延長できる契約期間は、サービス利用開始日から 5 年後までとします。

3. ロボホンライト（型番：SR-05M-Y）

(1) ロボホンライト（型番：SR-05M-Y）用ビジネスケアプランのプラン内容および料金は以下となります。

項目		ビジネスケアプランライト	ビジネスケアプランライト 3年	ビジネスケアプランライト 延長
利用料金	品番	SR-B10MP	SR-B11MP	SR-B14MP
	標準価格	19,200 円	54,000 円	20,400 円
保証期間		1 年間	3 年間	1 年間
内容	補償範囲	自然故障＋有償修理＋消耗品（消耗品の寿命を含む）		
	自然故障	対象		
	利用者の過失による破損や水濡れによる故障	対象 ※1		
		※1 ロボホンの機能に影響しない破損や水濡れ（傷や水濡れ汚れ等）は除きます。		
	消耗品の寿命	対象		
修理回数包括利用		対象 ※2		
		※2 複数台同時加入頂いた場合、修理回数を複数台で共用可能。 例) 10 台×3 回=30 回分の修理回数を 1 台で 30 回利用することも可能です。		
補償内修理回数		年間最大3回まで補償を適用 ※3		
		※3 水没及び全損の修理については対象外となり、全て有償での修理となります。		
送料		利用料金に含む（ヤマト精密機器 BOX による引取り）		
項目		オプション商品		
		貸出機対応 オプション	貸出機対応オプション 3年	
貸出機 対応	品番	SR-B12MP	SR-B13MP	
	標準価格	4,800 円	14,400 円	
	対応期間	1 年間	3 年間	

(2) 表記の価格はいずれも税抜価格となります。

(3) ビジネスケアプラン延長および貸出機対応オプション延長については、当社のみでの取扱いとなります。

(4) ビジネスケアプラン延長により、延長できる契約期間は、サービス利用開始日から 5 年後までとします。

第2条 (提供に際しての注意事項)

1. ロボホンの付属品（充電器、充電台等）やアクセサリは本プランの対象範囲外となります。
2. 貸出機対応オプションは申込者で予備機のご用意が出来ない場合に限り、貸出機のご利用可能回数は補償内修理回数に準じます。
3. 貸出機対応オプションはビジネスケアプランの加入と同時にしか加入できません。また、保証期間が同一のプランしか加入できません。
4. ロボホンの同一の箇所に同一原因に起因する故障が発生した場合には再修理扱いとし、当社が当初の修理後にロボホンを発送した日から3ヵ月以内に申込者からのお申し出があった場合に限り、当社の負担にて、再修理します。なお、再修理扱いになるか否かは、当社にて判断させていただきます。
5. 申込者都合によりキャンセルがなされた場合および当社で故障機を診断した結果故障が発見されなかった場合、当社から申込者への返送に係る送料は申込者負担とさせていただきます。

以上

【2016年6月28日制定】

【2017年10月6日改訂】

- ・ロボホン（Wi-Fi）に関する内容を追加。

【2017年11月16日改訂】

- ・第1条（ビジネスケアプランのプラン内容と料金）第2項を修正。

【2019年2月27日改訂】

- ・第1条（ビジネスケアプランのプラン内容と料金）を修正。

シャープ株式会社